

平成28年第3回臨時会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成28年5月19日）

（午前9時57分 開会）

開会・開議宣告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいまから、平成28年歌志内市議会第3回臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は6名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に3番山崎瑞紀さん、6番本田加津子さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この臨時会は、本日1日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議事日程にはありませんが、ここで、故田村武史議員の御遺族が入場されますので、そのまましばらくお待ちください。

（田村議員御遺族、入場 傍聴席に着席）

○議長（川野敏夫君） 謹んで御報告申し上げます。

既に皆様御存じのように、田村武史議員が去る4月16日に急逝されました。

誠に痛恨の極みでございます。

ここに、謹んで哀悼の意を捧げるものでございます。

田村議員の告別式に際しましては、議会を代表しまして私より弔辞を述べ、弔意を表してまいりました。

ここでは、御遺族を議場にお迎えして田村議員の御逝去を悼み、弔意を表すため、全議員を

代表して、追悼演説を行います。

議会運営委員会委員長本田加津子さん。

議場の議員の皆様は御起立ください。

○6番（本田加津子君） — 登壇 —

追悼の言葉。

皆様のお許しをいただき歌志内市議会を代表して、去る4月16日に御逝去されました故田村武史議員を偲び、謹んで哀悼の言葉を申し上げます。

ただいまこの壇上に立ち、皆様と相對するとき、田村さんが座っていた2番議席には今はもう田村さんの姿はなく、ひそやかに花が飾られており、寂しさがこの議場を満たし、悲しみがひとしお胸にこみ上げてまいります。

平成28年4月16日、午前1時53分、64歳という若さで、志半ばというときに、忽然として余りにも早く、再び帰らぬ旅路につかれたのであります。

ここに深く田村さんの死を悼み、同僚議員とともに追悼の意を表すものであります。

昨年7月、田村さんは身体の不調を訴えられ、入院し、その後は入退院を繰り返しながら療養される中であって、今年の2月には常任委員会に出席されるなど、一時は快方に向かっているとの話を聞き、一日も早い全快を議員一同心待ちにしておりました。

しかし、全快の祈りもむなしく、田村さんの突然の死は、看護の全てを尽くされ、ただ一心に御回復を祈っておられました御遺族の御心痛を推察すると、お慰めの言葉もありません。

田村さんは、昨年4月、市議会議員に初当選され、行政常任委員会副委員長などを務められ、1年間の議員活動ではありましたが、歌志内市の発展のため、また住民福祉の向上のために心魂を傾け尽くされ、今後の市政の円滑な推進に、さらなる御活躍をいただけるものと期待しておりましただけに、歌志内市にとっても我々市議会にとっても大きな損失であり、まことに残念であります。

また、奥様と4人のお子様を残され、さらには志半ばでこの世を去らなければならなかった田村さんの胸中を察するとき、余りあるものがあります。

今ここに、田村さんがこの世を去り、目指した願いを成し遂げられない無念を思うとき、私たちは心を新たにし、田村さんの死を悼みながらもこの悲しみを乗り越え、志半ばにして旅立たれた田村さんの遺志を引き継ぐことをお誓い申し上げます。

奥様を初め御家族の皆様には、悲しみを乗り越えて、これからの人生を歩んでくださいますようお願いいたします。

本日、ここに在りし日の面影を偲び、生前の御功績をたたえつつ、心からの御冥福を申し上げます。歌志内市議会を代表し、追悼の言葉といたします。

平成28年5月19日、歌志内市議会議員、本田加津子。

○議長（川野敏夫君） 議場の皆様、故田村武史議員の御冥福を祈り、慎んで黙祷を捧げたいと思いますので、御起立をお願いいたします。

黙祷。

（黙祷）

○議長（川野敏夫君） 黙祷を終わります。

皆様御着席ください。

田村議員の御遺族が退場されますので、暫時休憩いたします。

午前10時07分 休憩

午前10時13分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

ここで報告いたします。

先ほど開催された行政常任委員会において、欠員となっておりました副委員長に谷秀紀さんが選任された旨通知がありましたので、御報告いたします。

以上で報告を終わります。

諸 般 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

この臨時会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案4件、報告3件であります。

次に、議長の報告でございますが、平成28年第2回臨時会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は6名の出席であります。

本日欠席されますのは下山議員であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようですので、諸般報告を終わります。

市 政 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第4 市政報告であります。

一般行政について報告を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

おはようございます。

強風による市営住宅屋根の破損及び破損に伴う車両物損事故について1件、御報告いたします。

平成28年5月8日、日曜日、低気圧の通過に伴う強風により神威神楽岡地区改良住宅KK62の3において、建物裏側の屋根ひさし部分の鉄板があおられ、屋根が破損する事故が発生いたしました。

被害状況でございますが、軒天及び鉄板等の剥離で、既に応急対策工事を行っております。

修繕費用でございますが、現在調査及びその内容の精査を行っており、市で加入している損害共済において対応をしております。また、屋根より剥離したトタンが正面玄関側に飛来し、住宅の正面玄関前に駐車中の車両に衝突する2次被害をもたらしました。

車両の被害につきましては、後部座席左右及びバックドア付近の擦り傷並びにへこみとなっており、被害者には謝罪し、現在示談に向け協議を進めているところでございます。

以上であります。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

報 告 第 5 号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 報告第5号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

報告第5号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

専決処分の理由は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）の施行に伴い、歌志内市税条例も改正を要することになりました。

このため、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分したものでございます。

次ページへ参ります。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、歌志内市税条例等の一部を改正する条例。

次ページの本文に参ります。

歌志内市税条例の一部を改正する条例。

歌志内市税条例の一部改正。

第1条、歌志内市税条例（昭和29年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、臨時会資料の7ページをごらん願います。

歌志内市税条例等の一部改正に関する資料ですが、このたびの改正は地方税法等の一部を改正する等の法律が、平成28年3月31日に公布され、同年4月1日までに施行が必要な部分について専決処分により改正をしたものでございます。

第56条は、固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定でございます。

非課税の固定資産に、独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産を追加する規定の整備及び非課税の適用を受けようとする者の名称を「独立行政法人労働者健康福祉機構」から「独立行政法人労働者健康安全機構」に変更する規定の整備をし、地方税法第348条に基づき平成28年4月1日から適用するものでございます。

第59条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告の規定でございます。

非課税の固定資産の所有者に独立行政法人労働者健康安全機構を追加する規定の整備をするもので、地方税法第348条に基づき平成28年4月1日から適用するものでございます。

附則、第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の規定でございますが、地方税法の改正に伴い引用条文を整理するとともに、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する次の発電設備にかかる固定資産税の減額措置を講じるため、条文を追加するもので、特定割合は参酌基準の割合をもって規定するものでございます。

地方税法附則第15条に基づき、平成28年4月1日から適用するものでございます。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定でございますが、熱損失防止改修住宅等の固定資産税の減額の適用を受ける場合に、申告書に記載する事項を追加する規定の整備をするもので、地方税法附則第15条の9第9項に基づき、平成28年4月1日から適用するものでございます。

続きまして、第2条、歌志内市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第13号）の一部改正について御説明いたします。

平成27年改正附則第6条は、市たばこ税に関する経過措置の規定でございますが、平成27年第1回臨時会で議決された市たばこ税の経過措置にかかる読替規定の所要の整備をするもので、平成28年4月1日から適用するものでございます。

以上で、資料による説明を終わりました、本文の附則に戻ります。

附則、第1条は施行期日でございますが、これにつきましては資料で説明いたしましたので、省略させていただきます。

附則、第2条は、固定資産税に関する経過措置で、適用区分に関する規定でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第5号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第5号は、報告のとおり承認されました。

報 告 第 6 号

○議長（川野敏夫君） 日程第6 報告第6号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） — 登壇 —

報告第6号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の理由は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）が、平成28年3月31日に公布されたことに伴い、歌志内市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第3号）に規定する適用区分について、改正を要することになりました。

このため、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分したものでございます。

次ページへ参ります。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、歌志内市固定資産税評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

次ページの本文に参ります。

歌志内市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

歌志内市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、臨時会資料の8ページをごらん願います。

歌志内市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の一部改正に関する資料ですが、このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日までに施行が必要な部分について、専決処分により改正をしたものでございます。

改正条例の附則第2項は、歌志内市固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う適用区分の規定でございますが、本年第1回定例会において議決されました条文について、国から示された条例（例）にならば、平成28年4月1日以後に地方税法第411条第2項の規定による公示等に基づく適用区分に改正し、また、同日前に公示等がされた場合には、なお従前の例によるものとする規定の整備をするものでございます。

以上で、資料による説明を終わりました。本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第6号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第6号は、報告のとおり承認されました。

報 告 第 7 号

○議長（川野敏夫君） 日程第7 報告第7専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

報告第7号専決処分の報告について御報告申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分の理由は、平成28年4月19日のコミュニティセンター駐停車場における本市職員が運転する公用車の事故に係る車両物件損害について、事故の原因が本市にあることから、当該車両の修理費及び代車費の全額を市が支払うことで示談を締結したので、昭和63年6月22日議決の「市長専決処分事項の指定」により専決処分したものであります。

次ページに参ります。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、別記のとおり専決処分する。

1、損害賠償専決処分書。

次ページに参ります。

損害賠償専決処分書。

1、損害賠償額、36万3,107円。

損害賠償の内訳、修理費33万3,947円、代車費2万9,160円。

2、事故発生日時及び場所。

平成28年4月19日（火）午後0時15分頃。歌志内市字本町76番地、歌志内市コミュニティセンター駐停車場。

3、損害賠償の相手方、歌志内市字歌神5番地4。所有者、溝田義頭。

4、損害車両名。

トヨタBB、札幌502、ね3445。

5、事故の発生状況及び原因。

上記日時、場所において、建物側に向けて駐車していた公用車（交通安全指導車）を後退させたところ、当該公用車の後部右側が、付近に停車していた溝田氏所有の車両の左側面の後部タイヤ付近に接触し、左後部ドア等を破損させたものでございます。

なお、事故の原因は、公用車を運転していた市職員が、十分な後方確認をせずに車両を後退させたことによるものでございます。

6、損害賠償について。

公用車を運転していた市職員の後方確認の不足により接触事故を起こしたものであり、相手方の車両が停止状態であったことから、本市の加入する全国市有物件災害共済会自動車損害共済の事故判例（過失割合100対0）により、修理費及び代車費を全額支払うことで合意したので、平成28年5月9日に示談を締結したものでございます。

次ページの示談書につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、損害賠償額36万3,107円につきましては、市が加入しております全国市有物件災害共済会自動車損害共済から直接自動車修理会社へ支払われる予定となっております。

以上でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第7号は報告済みといたします。

議案第34号

○議長（川野敏夫君） 日程第8 議案第34号固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

議案第34号固定資産評価員の選任について御提案申し上げます。

下記の者を固定資産評価員（無給）に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記。

住 所 歌志内市字本町158番地3。

氏 名 小玉和彦。

生年月日 昭和34年2月3日。

職 業 歌志内市市民課長。

提案理由は、歌志内市課設置条例の一部を改正する条例（平成28年条例第7号）の施行に伴い、税に関する事項が市民課の分掌事務となったため、その所管課長に任命替えをしようとするものでございます。

以上、御同意賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第34号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、これに同意することに決しました。

議案第35号

○議長（川野敏夫君） 日程第9 議案第35号歌志内市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第35号歌志内市税条例等の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年総務省令第38号）及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成28年総務省令第39号）の公布に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市税条例等の一部を改正する条例。

歌志内市税条例の一部改正。

第1条、歌志内市税条例（昭和29年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、臨時会資料の1ページをごらん願います。

歌志内市税条例等の一部改正に関する資料ですが、主な改正内容は、延滞金の計算に伴う所要の規定の整備、法人税割の引き下げ、法規定の新設による軽自動車税の見直し等でございます。

第18条の3は、納税証明事項の規定でございますが、現行の軽自動車税を種別割に名称を変更し地方税法第442条に基づき、平成29年4月1日から適用するものでございます。

第19条は、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金の規定でございます。

延滞金の規定に環境性能割の申告納付を追加し、修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとされたことに伴う所要の規定の整備をし、地方税法第326条、同法第369条、同法第455条、同法第482条、同法第535条、同法第608条及び同法第701条の11に基づき、平成29年1月1日から適用するもので、環境性能割の申告納付の追加部分は平成29年4月1日から適用するものでございます。

第34条の4は、法人税割の税率の規定でございます。

法人税割の税率が引き下げられることに伴い、当市の税率を100分の12.1から100分の8.4とするもので、地方税法第314条の4に基づき、平成29年4月1日から適用するものでございます。

第43条は、普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収。第48条は、法人の市民税の申告納付。第50条は、法人の市民税に係る不足税額の納付の手續の規定でございます。

それぞれ修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとするものの規定を整備し、第43条は、地方税法第321条の2に基づき、第48条は、地方税法第321条の8及び同法第326条に基づき、第50条は地方税法第321条の12に基づき、それぞれ平成29年1月1日から適用するものでございます。

第80条は、軽自動車税の納税義務者等の規定でございます。

環境性能割の納税義務者等について規定すること及び現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備をし、地方税法第443条に基づき、平成29年4月1日から適用するものでございます。

第80条の2は、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲の規定でございます。第81条の2に条項を整備するため本条項を削除するもので、地方税法第443条に基づき、平成29年4月1日から適用するものでございます。

第81条は、軽自動車税のみならず課税の規定でございます。

法規定の新設に伴い、軽自動車税のみならず課税についての規定を設けるもので、地方税法第444条に基づき、平成29年4月1日から適用するものでございます。

資料、2ページに参ります。

第81条の2は、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲の規定でございますが、条例において規定することとされている、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲についての規定を整備するもので、地方税法第445条第2項に基づき、平成29年4月1日から適用するものでございます。

第81条の3は、環境性能割の課税標準、第81条の4は、環境性能割の税率、第81条の5は、環境性能割の徴収の方法、第81条の6は、環境性能割の申告納付、第81条の7は、環境性能割に係る不申告等に関する過料、第81条の8は、環境性能割の減免の規定でございます。

法規定の新設に伴い環境性能割についての規定を設けるもので、地方税法第450条、同法第451条、同法第453条、同法第454条、同法第457条、同法第461条に基づき、それぞれ平成29年4月1日から適用するものでございます。

第82条は、種別割の税率、第83条は、種別割の賦課期日及び納期。

資料、3ページに参りまして、第85条は、種別割の徴収方法、第87条は、種別割に関する申告又は報告、第88条は、種別割に係る不申告等に関する過料、第89条は、種別割の減免、第90条は、身体障害者に対する種別割の減免、第91条は、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等の規定でございます。

それぞれ現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定を整備するもので、地方税法第463条の15、同法第463条の16及び同条の17、同法第463条の18、同法第463条の19、同法第463条の21、同法第463条の23、同法第463条の18第3項に基づき、それぞれ平成29年4月1日から適用するものでございます。

附則。第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の規定でございます。法規定の新設に伴い、平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人市民税に限り、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について規定を設けるもので、地方税法附則第4条の4第3項に基づき、平成30年1月1日から適用するものでございます。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の規定でございますが、軽

自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、北海道が自動車税環境性能割の例により行うもので、地方税法附則第29条の9第1項に基づき、平成29年4月1日から適用するものでございます。

附則第15条の3は、軽自動車税の環境性能割の減免の特例の規定でございますが、軽自動車税の環境性能割の減免を定めた場合は、当分の間、北海道が軽自動車税環境性能割の減免事務を行うもので、地方税法附則第29条の10に基づき、平成29年4月1日から適用するものでございます。

資料、4ページに参ります。

附則第15条の4は、軽自動車税の環境性能割の申告等納付の特例の規定でございますが、軽自動車税の環境性能割の申告または報告は、当分の間、北海道が自動車税環境性能割の申告の例により行うもので、地方税法附則第29条の11に基づき、平成29年4月1日から適用するものでございます。

附則第15条の5は、軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付の規定でございますが、軽自動車税の環境性能割の徴収取扱費を北海道に交付するもので、地方税法附則第29条の16に基づき、平成29年4月1日から適用するものでございます。

附則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例の規定でございますが、軽自動車税の環境性能割の税率を、当分の間、次のとおりとするもので、地方税法附則第29条の18に基づき、平成29年4月1日から適用するものでございます。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例の規定でございます。軽自動車税の種別割の税率の特例の1年延長及び環境性能割の導入に伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備をし、地方税法附則第30条に基づき、平成29年4月1日から適用するものでございます。

続きまして、第2条、歌志内市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第12号）の一部改正について御説明いたします。

平成26年改正の附則第6条は、軽自動車税に関する経過措置の規定でございますが、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備であり、平成29年4月1日から適用するものでございます。

続きまして、第3条、歌志内市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第13号）の一部改正について御説明いたします。

平成27年改正の附則第6条は、市たばこ税に関する経過措置の規定でございますが、条例第19条の改正に伴う所要の規定の整備であり、平成29年1月1日から適用するもので、第98条第1項を第81条の6第1項の申告書第98条第1項に改める部分は平成29年4月1日から適用するものでございます。

以上で、資料による説明を終わりました、本文の附則に戻ります。

附則、第1条は、施行期日でございますが、これにつきましては資料で説明いたしましたので、省略させていただきます。

附則第2条は市民税に関する経過措置、附則第3条は軽自動車税に関する経過措置で、適用区分に関する規定でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ただいまの条例のことなのですが、第34条の4ということで、

資料のちょうど1ページ目の部分で、法人割の税率の件ですけれども、減免されるよという形になると思うのですけれども、恐らく市が組んでいた予算に関して、恐らく少し低い数字で納税されてくるという形になると思うのですけれども、これに当たってこの穴埋め分は、今後どういうふうになってくるのかお聞きしたいと思います。

また、歌志内の中で、どれぐらいの会社、法人がこれに適用になっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 法人税割の税率の引き下げでございます。現在の12.1%から8.4%と3.7%が引き下げられるものがございますけれども、今回、市の影響額としては、約20社程度が現在この法人税割に影響がありますけれども、平成28年度の当初予算で試算いたしますと、全体で24万5,000円の減額ということでございまして、それで、この減収分の関係ですけれども、今、現在、国で言っている部分におきましては、これらの市と道の分の減収分、これが約5.9%引き下がりますけれども、この分が国がこの分を引き上げるといことで、この引き上げた国の分を地方交付税のほうに原資化させるというふうに言われております。

当然地方交付税のほうに原資化するというので、地方の貴重な税財源を確保するということになるかと思っておりますけれども、当然こちらのほうからの地方交付税のほうで補填されるのではないのかというふうには受けとめているところでございます。

ただ、交付税の算入についてどのように算入になるのかということは詳しいことはございません、ちょっとまだ来ておりません。

なお、このほかに法人事業税の交付金の創設というお話もございまして、こちら辺も含めて、今後国の情報収集を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第35号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時06分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

議案第36号

○議長（川野敏夫君） 日程第10 議案第36号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第36号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）の公布に伴い、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を引き上げるとともに、低所得者に対する軽減措置を拡充するため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

歌志内市国民健康保険税条例（昭和52年条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、臨時会資料5ページをごらん願います。

第2条は、課税額の規定でございます。

地方税法施行令に定められている基礎課税額（医療分）の課税限度額が52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援金分）の課税限度額が17万円から19万円に引き上げられたことにより、本市の課税限度額も同様に改めるものでございます。

地方税法第703条の4第11項、第19項及び地方税法施行令第56条の88の2第1項、第2項に基づき、平成28年4月1日から適用するものでございます。

第25条は、国民健康保険税の減額の規定でございます。

第2条の改正による課税限度額の引き上げに伴い、減額後の課税限度額も引き上げるとともに、低所得者に対する軽減措置を拡充するため、5割と2割軽減の判定所得基準を引き上げるものでございます。

5割軽減は、被保険者の数に乗すべき金額を26万円から26万5,000円に引き上げ、2割軽減は被保険者の数に乗すべき金額を47万円から48万円に引き上げるものでございます。

例えば、2人世帯の場合、5割軽減は現行では所得が85万円以下の世帯が対象でありましたが、改正後は1万円引き上げられ86万円までの所得の世帯が対象となり、また、2割軽減は現行127万円以下の所得の世帯が対象でありましたが、改正後は2万円引き上げられ129万円までの世帯が対象となるものでございます。

地方税法第703条の5及び地方税法施行令第56条の89の規定に基づき、平成28年4月1日から適用するものでございます。

以上で、資料による説明が終わりましたので、本文の附則に戻ります。

附則第1項は、施行期日でございますが、これにつきましては、資料で説明いたしましたので、省略させていただきます。

附則第2項は、適用区分でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第36号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 3 7 号

○議長（川野敏夫君） 日程第11 議案第37号平成28年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

補正予算の議案説明に入ります前に、本臨時会にその他償還金等の補正予算案を編成する原因となりました市営住宅家賃の過大徴収につきまして、おわび申し上げます。

このたびの家賃の過大徴収は、市営住宅の建替事業または用途廃止により新たな市営住宅に入居する方に対しまして、本来家賃と従来家賃の差額分を6年間で段階的に引き上げて本来の家賃とするところを、1年短い5年間で算定したため、この間の家賃を過大に徴収したものであります。

この原因は、新たな住宅管理システムを導入する際の法令解釈の誤りによるものであり、6年目に本来家賃とするところを5年目に本来家賃としたことによるものであります。

今回、このような誤りにより住民の信頼を大きく損なうとともに、補正予算案を編成することになりましたことに対しまして、まことに申しわけなく重ねておわび申し上げます。

今後は、法令等の確認を徹底するとともに、チェック体制の見直しを含め、再発防止に努めてまいります。

それでは、議案第37号の一般会計補正予算につきまして、御提案申し上げます。

議案第37号平成28年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）。

平成28年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額は、変更なし。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、2ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、26節寄附金50万円の増額補正は、4月14日に発生した熊本地震の被災地への見舞金であります。

次に、8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費、23節償還金利子及び割引料91万7,000円の増額補正は、前段でおわび申し上げました市営住宅家賃の過大徴収にかかる還付金及び還付加算金であります。

今回補正予算により還付の対象となりますのは、平成23年度から平成26年度の4年度分で、平成27年度分につきましては、歳入予算から還付することになります。

補正予算額の内訳は、改良住宅家賃還付金が14世帯分で28万円、市営住宅家賃還付金が17世帯分で54万円、改良住宅家賃還付加算金が2万5,000円、市営住宅家賃還付加算金が7万2,000円であります。

なお、今回還付の対象となります31世帯の方には、既に戸別訪問により、おわびと内容の御説明を行ったところであります。

次に、15款、1項、1目とも予備費141万7,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

以上で、議案第37号の一般会計補正予算の事項別明細書を含めましての説明を終わりますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第37号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

閉 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

これをもちまして、平成28年歌志内市議会第3回臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

(午前11時18分 閉会)

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 山 崎 瑞 紀

署名議員 本 田 加 津 子